

告示

埼玉県告示第六百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー本庄店、ハードオフ本庄店

埼玉県本庄市寿三丁目三百十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役社長 宇津木雅

美

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

昭和リース株式会社 代表取締役社長 渡邊眞也

東京都新宿区四谷三丁目十二番地

（変更後）株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役社長 内藤雅義

茨城県つくば市小野崎二百九十四番地一

昭和リース株式会社 代表取締役社長 瀬戸紳一郎

東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役社長 宇津木雅

美

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役会長兼社長

山本善政

新潟県新発田市新栄町三丁目一番十三号

（変更後）株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役社長 内藤雅義

茨城県つくば市小野崎二百九十四番地一

株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役社長 山本太

郎

新潟県新発田市新栄町三丁目一番十三号

ハ 変更年月日

平成三十年五月二十四日外

ニ 届出年月日

令和二年六月十日

二 縦覧期間

令和二年六月二十三日から令和二年十月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十三日から令和二年十月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課